

水循環企業登録・認証制度 FAQ

No	分類	質問	No	回答
Q1	制度について	水循環企業登録・認証制度の目的は何ですか。	A1	近年、企業においては、企業の社会的責任（CSR）や持続可能な開発目標（SDGs）の動向に加え、気候変動や水リスクなど、様々な課題への更なる対応が求められているところです。これらの背景を踏まえ、近年、企業による多様な水循環に資する取組が実施されています。そのため、水循環に資する企業の取組を積極的に認証し、インセンティブを高めることにより、より一層企業の取組を促進することで、社会全体で水循環に向き合うことを目的としています。
Q2	制度について	「水循環CHALLENGE企業」として登録された場合のメリットを教えてください。	A2	情報提供を中心としたアフターサポートや水循環CHALLENGE企業ロゴマークが使用可能といったメリットがございます。詳細は、「水循環企業登録・認証制度について」P21以降をご覧ください。
Q3	制度について	「水循環ACTIVE企業」として認証された場合のメリットを教えてください。	A3	水循環ACTIVE企業として取組紹介や内閣官房水循環事務局ホームページへの掲載、水循環ACTIVE企業ロゴマークが使用可能といったメリットがございます。詳細は、「水循環企業登録・認証制度について」P21以降をご覧ください。
Q4	制度について	NP0法人や市民団体等は申請できますか。	A4	本制度は、企業を対象としており、NP0法人や市民団体等の申請は受け付けておりません。
Q5	申請手続き	申請方法や、申請書・水循環に資するアクションプラン・アクションレポート等の書き方などが分からない場合は、どこに問い合わせればよいですか。	A5	【問合せ先】 内閣官房水循環政策本部事務局（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課内） TEL：03-5253-8392（直通） E-mail：hqt-water.corpactive■ki.mlit.go.jp ※■を@に置き換えてください。
Q6	申請手続き	申請可能な法人を具体的に教えてください。	A6	主に下記2点を満たす場合、申請が可能です。 ①日本国内に本社、本店、支社、営業所等の事業所を有し、国内国外を問わず事業を営む者で、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であること。※ 有限会社を含む。 ②誓約書（別紙様式第2号）の項目全てにチェックできること。 ※詳細は、水循環企業登録・認証制度実施要綱（以下、本資料において要綱という。）をご確認ください。
Q7	申請手続き	申請や更新にあたり、手数料や認証料などの費用はかかりますか。	A7	申請及び更新に係る手数料は無料です。 ただし、申請に関連して必要となる費用（メールに係る通信料等）は、全て申請者様のご負担となります。
Q8	申請手続き	本社を含め、国内に複数の事業所（支店・営業所・工場等）で取組を実施する場合、本社一括で申請するのですか、事業所それぞれで申請するのですか。	A8	本社において一括で申請してください。支店など事業所単位での申請はできません。

Q9	申請手続き	海外に所在する事業所における取組は申請可能でしょうか。	A9	可能です。 申請にあたっては、A8のとおり、本社において一括で申請してください。
Q10	申請手続き	グループ会社各社から申請することは可能でしょうか	A10	申請可能です。
Q11	申請手続き	申請書類はどのように提出すれば良いですか。	A11	申請書類は、電子メールにより電子データで提出してください。 詳細は、「水循環企業登録・認証制度について」P7をご覧ください。 【提出先】 内閣官房水循環政策本部事務局（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課内） E-mail：hqt-water.corpactive■ki.mlit.go.jp ※ ■を@に置き換えてください。
Q12	申請手続き	郵送、持参による申請は可能ですか。	A12	郵送、持参による申請は受け付けておりません。電子メールによる提出をお願いします。
Q13	申請手続き	申請書類は手書きしたものを提出できますか。	A13	手書きによる紙媒体・PDFファイルの申請書類は受け付けておりません。
Q14	申請手続き	申請から登録・認証（登録証・認定証の発行）されるまでどれくらいかかりますか。	A14	10月以降順次、登録証・認定証を発行・送付させていただきます。
Q15	申請手続き	審査結果は、いつ、どのように連絡が来るのですか。	A15	審査後、事務局より申請書記載のメールアドレス宛てに、「水循環登録・認証制度の申請に係る結果通知書」、「登録証・認定証」をPDFで送付させていただきます。
Q16	申請手続き	交付された登録証・認定証はコピー（印刷）して掲示しても良いでしょうか。	A16	問題ありません。ただし、第三者への配付や改変はご遠慮ください。
Q17	申請手続き	水循環企業登録・認証制度の申請受付期間はいつまでですか。今後も受付期間を設けますか。	A17	令和6年度の申請受付期間は8月1日（木）～8月30日（金）のみになります。次年度以降も年1回一定の申請受付期間を設ける予定です。

Q18	申請手続き	登録・認証後の申請内容の変更は可能でしょうか。	A18	水循環企業登録・認証制度変更届（別紙様式第5号）に変更内容を記載のうえ、速やかに提出して下さい。変更届は随時受け付けます。 なお、水循環ACTIVE企業は、認証後に、水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）の「1 水循環に資するアクションレポート」及び「2 水循環に資する具体的なアクションレポート」の変更はできません。
Q19	申請手続き	水循環ACTIVE企業の認証の有効期間が満了する場合、継続して認証を受けるにはどうすればいいのでしょうか。	A19	あらかじめ定められた申請期間内に、要綱第10条の更新申請を行って下さい。
Q20	申請手続き	水循環CHALLENGE企業として登録された後、水循環に資する取組を実施しましたが、アクションプランに記載した目標指標を達成できませんでした。水循環ACTIVE企業として認定されますか。	A20	水循環CHALLENGE企業として登録した際の目標指標を満たせなくても、水循環ACTIVE企業として認定されます。 この場合、次年度のあらかじめ定められた申請期間内に、要綱第7条の申請及び取組実績の証明が必要です。
Q21	申請手続き	自社が取組んでいる内容が申請対象か分からないのですが、どうすればいいのでしょうか。	A21	水循環に資する取組がなされているか、「（別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例」を確認のうえ、申請してください。
Q22	申請様式(全般)	申請様式への押印は必要ですか。	A22	押印は不要です。 水循環登録・企業認証制度申請書（別紙様式第1号） 水循環に資するアクションプラン（別紙様式第3号） 水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）については、Excel形式 誓約書（別紙様式第2号）についてはPDF形式 により、電子データでご提出ください。
Q23	申請様式(全般)	代表者の役職（肩書）はどうすればよいですか。	A23	会社法（平成17年法律第86号）第326条第1項に規定する取締役としてください。
Q24	申請様式(全般)	記入欄に内容を書ききれないのですが、枠を拡大する、フォントを小さくするといった書式の変更は可能でしょうか。	A24	枠の拡大による対応をお願いします。フォントの変更はしないでください。
Q25	申請様式(全般)	各種申請様式（添付資料等も含め）は公表されますか。	A25	水循環に資するアクションレポート（別紙様式第4号）のうち「3. 認証後のホームページ掲載情報」（添付いただいた参考資料も含みます。）のみ、内閣官房水循環政策本部事務局ホームページにおいて公表予定です。 その他の様式については、公表いたしません。
Q26	申請様式（別紙様式1号）	「業種」について、どれを選んだら良いかわかりません。	A26	業種は、日本産業分類をベースにしておりますが、複数当てはまる場合は、貴社にとって特に重要な業種を1種選んでください。

Q27	申請様式（別紙様式３・４号）	水循環に資する取組の分類例の中に、取り組んでいる（今後取り組みたい）活動が、当てはまらない場合はどうしたら良いですか。	A27	「（別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例」を参考に、貴社の取組に関連する分類がないか御確認いただき、可能な限り①～④の分類に当てはめてください。 それでも難しい場合には、「⑤ その他」を選択ください。
Q28	申請様式（別紙様式３・４号）	水循環に資する取組は、他者とのパートナーシップによって推進しているものでもよいですか。	A28	他者とのパートナーシップにおける自社の取組に焦点を当てて申請してください。
Q29	申請様式（別紙様式３・４号）	ステークホルダーは、個別具体的な名称が必要ですか。	A29	できるだけ具体的な名称（固有名詞）のほう望ましいですが、困難な場合は抽象化のうえ記入しても問題ありません。（例：〇〇県〇〇関連企業Ａ社など） なお、水循環に資するアクションレポート（別紙様式第４号）のうち「３．認証後のホームページ掲載情報」は公表するため、ステークホルダー名を記入する場合は当該ステークホルダーに合意を得た上で記入するようご注意ください。
Q30	申請様式（別紙様式３・４号）	目標・成果指標の設定は必要ですか。 どのような指標を設定すればよいかわかりません。	A30	必ず目標・成果指標の設定をお願いします。 「（別紙参考）アクションプラン・レポート作成のための取組別指標の例」に指標を例示しております。そちらも参照いただき、設定してください。
Q31	申請様式（別紙様式３・４号）	目標・成果指標は、どの期間で記載すればよいですか。	A31	目標指標の場合、令和６年８月から令和１０年３月までの計画を記載して下さい。 成果指標の場合、令和３年４月から令和６年７月までの実績を記載して下さい。
Q32	申請様式（別紙様式４号）	直近３年以内の取組実績が１年分しかありませんが、水循環ACTIVE企業として認証されますか。	A32	あらかじめ定められた申請期間内に、要綱第７条の申請及び取組実績の証明が可能であれば、水循環ACTIVE企業として認証します。
Q33	申請様式（別紙様式４号）	内閣官房水循環政策本部事務局ホームページへの取組公表は、１つの取組のみですか。	A33	１申請につき１取組の公表を予定しております。
Q34	ロゴマーク	水循環企業登録・認証制度の登録・認証を受けていませんが、ロゴマークを使用することはできますか。	A34	本制度の登録・認証を受けていない場合は、ロゴマークの使用はできません。
Q35	ロゴマーク	水循環企業ロゴマークを使用する際の手続きを教えてください。	A35	手続きは不要です。 水循環CHALLENGE企業として登録された場合、水循環CHALLENGEロゴマーク 水循環ACTIVE企業として認証された場合、水循環ACTIVEロゴマークが使用可能です。 なお、使用にあたっては、「水循環企業ロゴマーク使用規程」及び「水循環企業ロゴマーク使用ガイドライン」を必ずご確認ください。
Q36 追記	ロゴマーク	水循環企業ロゴマークの使用法や使用上の注意などを教えてください。	A36	例えば、自社のホームページ、名刺、コーポレートレポート等に活用可能です。 ただし、製品・サービス等のパンフレット等に使用する場合には、必ず、自社名や自社ロゴマークと併せて使用するとともに、「当社は水循環ACTIVE企業に認証、もしくは水循環CHALLENGE企業に登録された企業である」旨を記載し、製品・サービス等の品質を担保・証明するものとして誤認されるような使用をしないこと。 本ロゴマークは、水循環企業として登録・認証されている間のみ使用できます。 使用上の注意などの詳細は、「水循環企業ロゴマーク使用規程」及び「水循環企業ロゴマーク使用ガイドライン」を必ずご確認ください。